ガソリン・灯油・軽油など

保管や運搬には 専用の容器が 安心です。

ガソリンや灯油などは危険物です。このため、取り扱うときには、消防法でいろいろな規制が決められています。

ガソリンや灯油などを入れて運ぶ時の容器は、専用の容器でなければなりません。専用の容器は、落下や気密、内圧試験に合格した安全性の高いものです。

誤った容器を使ってしまうと、破裂などの重大な事故につながる可能性があります。適正な容器で 保管や運搬を行ってください。



ガソリン・混合油の場合

ガソリンや混合油を保管・運搬する場合は、金属製の「ガソリン用携行缶」を使用してください。混合油販売用容器や 一斗缶などの容器は、開封前の密封された状態で試験を行っ ています。開封後の繰り返しの使用は想定されていません。

金属製の「ガソリン用携行缶」は灯油用・軽油用として使用することができますが、入れ間違いがないよう油種の表示をしておきましょう。



「試験確認済証」は 安心・安全の印です。



ラベルの付いた確か な製品を選びましょ



灯油の場合

灯油用ポリ容器を使用してください。専用のものには性能試験をクリアした「試験確認済証」「認定・推奨品」などと表示されています。

なお、灯油用の容器には他の油類は入れないでください。

軽油の場合

軽油用ポリ容器は、公的機関による性能試験は行われていません。製造した会社の自社による性能試験をクリアした「消防法適合品」などと表示されたものを使用してください。

なお、軽油用容器には他の油類は入れないでください。



購入時には、 適正な性能試 験が行われて いるものか確 認ください。



問い合わせ 消防本部予防課 ☎ 23-3427